

犯罪統計事務取扱いに関する訓令

[最終改正 令和 8. 2. 20 京都府警察本部訓令第 2 号]

(目的)

第 1 条 この訓令は、京都府警察における犯罪統計の作成、入力、利用等の取扱事務について必要な事項を定め、その合理的かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

(準拠規程)

第 2 条 犯罪統計は、犯罪統計規則（昭和40年国家公安委員会規則第 4 号）及び犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号。以下「細則」という。）の定めによるほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第 2 条の 2 この訓令において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 検挙情報票 刑法犯検挙情報票及び特別法犯検挙情報票をいう。
- (2) 被疑者情報票 刑法犯被疑者情報票（20歳以上）、刑法犯被疑者情報票（少年）及び特別法犯被疑者情報票をいう。
- (3) 情報票 検挙情報票及び被疑者情報票並びに刑法犯認知情報票、押収物件情報票、薬物関係被疑者補助票及び他機関引継被疑者補助票をいう。
- (4) 交通関係原票 交通事故事件認知・検挙票、ひき逃げ・あて逃げ事件検挙票及び交通法令違反事件検挙票をいう。
- (5) 原票 情報票及び交通関係原票をいう。

(統計責任者)

第 3 条 別表に定める犯罪検挙を分掌事務とする警察本部（サイバー対策本部を含む。）の所属（以下「本部所属」という。）の長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、本部所属にあつては課長補佐又は隊長補佐のうちから適当と認める者を、警察署にあつては刑事課長を統計責任者に指定するものとする。

- 2 統計責任者は、原票が適正に作成され、かつ、速やかにその内容が入力されるよう指導・教養に努めなければならない。

(統計主務者)

第 4 条 所属長は、本部所属にあつては所属職員のうちから適当と認める者 1 人を、警察署にあつては次に掲げる者のうちから適当と認めるものそれぞれ 1 人を統計事務取扱主務者（以下「統計主務者」という。）に指定するものとする。

- (1) 刑事課員
- (2) 交通課員

- 2 所属長は、必要があると認めるときは、本部所属にあつては所属職員のうちから、警察署にあつては統計主務者の属する課の職員のうちから適当と認める者を副統計事務取扱主務者に指定し、統計主務者を補佐させるものとする。

- 3 統計主務者及び副統計事務取扱主務者（以下「統計主務者等」という。）は、第 1 項第 1 号に掲げる者にあつては情報票に関する事務を、同項第 2 号に掲げる者にあつては交通関係原票に関する事務を処理するものとする。

(原票の作成)

第5条 原票の作成に必要な交番・駐在所コードは、刑事部長が定める。

2 原票の作成は、刑法犯認知情報票及び交通事故事件認知・検挙票にあつては当該事件を最初に取り扱った警察官が、被害品回復に係る刑法犯検挙情報票にあつては当該被害品回復の手続をした警察官が、他機関引継被疑者補助票にあつては入国審査官若しくは入国警備官への通報又は入国警備官への身柄引渡しの手続をした警察官が、その他の原票にあつては当該事件の主たる処理を行つた警察官が、正確かつ迅速に行うものとする。

3 交通事故事件認知・検挙票については、交通事故統計事務取扱要綱の制定について（平成元・12・12：1京交企第1252号、1京交指第1110号）の例規通達に定める交通事故情報管理システム（以下「交通事故情報管理システム」という。）により作成する交通事故統計原票データをもつてこれに代えるものとする。

4 原票の予備欄の作成については、別に定める。

(原票の提出)

第6条 原票の作成者は、作成した原票に誤りのないことを確かめた後、本部所属にあつては事件主管課の幹部、警察署にあつては事件主管課（係）の幹部の審査を経て、当該所属における統計主務者に提出するものとする。ただし、警察署にあつては、作成した原票のうち、暴力団等関係事件に係る検挙情報票、被疑者情報票及び押収物件情報票については、当該主管課（係）において、団体名及びコードの記入並びに正誤の確認を受けた後、統計主務者に提出しなければならない。

2 統計主務者は、原票を受理したときは、速やかに所定欄に必要事項を記入するとともに、原票を審査の上、統計責任者の点検を経て所属長に提出するものとする。

(原票の内容の入力等)

第7条 所属長は、前条第2項の規定により提出を受けた原票が情報票であるときは、情報票に関する事務を処理する統計主務者等に対し、次に掲げる情報票に関する事務を行わせるものとする。

(1) 情報票の内容の登録のための入力

(2) 入力した情報票データの審査

(3) 他の都道府県における発生事件検挙に係る情報票の移送手続

(4) 被疑者情報票の関連検挙情報票の入力及び管理

(5) 全国の未検挙刑法犯認知情報票番号の検索

(6) 警察本部において作成した統計資料の出力及び提供

(7) 第16条第1項に規定する簿冊（以下「作成送信簿等」という。）の管理

(8) 作成済情報票の管理

(9) 情報票の作成者に対する指導教養

2 交通事故事件認知・検挙票の作成及び送付の経過に関する記録は、交通事故情報管理システムへの入力をもつてこれを行うものとする。

3 刑事部長は、毎月の初日から末日までに本部所属及び警察署から送信のあつた情報票については、当月分の情報票として取り扱うものとする。

(本部における情報票データの処理等)

第8条 刑事部長は、前条第1項の規定により各所属において入力された情報票データのうち、

検挙情報票、被疑者情報票及び押収物件情報票（以下「審査対象情報票」という。）については、審査対象情報票データ一覧表を出力の上、速やかに処理の経過を明らかにするとともに審査対象情報票データ一覧表送付書（別記様式）を添えて次条ただし書の規定により情報票データの内容審査をする本部の事件主管課長に送付するものとする。

2 刑事部長は、本部統計担当者（犯罪情報分析課において、統計事務を担当する職員をいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる情報票に関する事務を行わせるものとする。

- (1) 警察署から送信された情報票の枚数審査及びその審査結果に基づく情報票の登録・修正・削除入力
- (2) 刑法犯認知情報票以外の情報票のうち、警察本部において作成されたものの内容の登録及び移送の入力
- (3) 電子情報処理組織による統計資料の出力
- (4) 適正な情報票の作成に関する調査及び指導
- (5) 情報票の作成者及び統計主務者等に対する指導教養
- (6) 犯罪統計情報の提供及び分析
- (7) 全国の未検挙刑法犯認知情報票の検索

3 本部統計担当者は、前項各号に掲げる事務のほか、同項第1号の事務を処理するため、次に掲げるところにより、同一内容の情報票の有無について点検し、同一内容のものが無いことを確認の上、警察庁情報管理システムから作成送信簿等の内容を出力できるようにするものとする。この場合において、点検の対象は、点検の日の前6月の間に送信された情報票データとする。

- (1) 刑法犯認知情報票 窃盗犯の発生地及び発生年月日が同一であるもの又は窃盗犯以外で被害者の氏名が同一であるものの有無
- (2) 情報票（前号に掲げるものを除く。）被疑者の氏名及び生年月日が同一であるものの有無（情報票審査の主管課長）

第9条 刑事部長は、各所属長から入力のあつた情報票について正確性を確保するため前条第2項の事務に当たるものとする。ただし、審査対象情報票については、本部の事件主管課長が審査対象情報票データ一覧表により、情報票データを審査するものとする。

（審査済情報票の送付）

第10条 前条ただし書の規定により審査を終えた本部の事件主管課長は、送付された審査対象情報票データ一覧表送付書を添えて、速やかに刑事部長に当該審査対象情報票データ一覧表を送付するものとする。

（情報票等の警察庁への報告）

第11条 刑事部長及び所属長は、細則第10条及び第13条第1項の規定により、情報票及び犯罪統計調査票（以下「情報票等」という。）の内容を電子情報処理組織を使用して、速やかに警察庁に報告するものとする。

2 刑事部長は、情報票等の報告の実施に当たっては、情報管理課長と緊密に連絡し、登録・修正・削除入力の処理に誤りのないようにするものとする。

（作成済情報票の管理）

第12条 所属長は、電子情報処理組織を使用して入力した後、次の措置を講じるものとする。

- (1) 作成済情報票は、内容を入力した日の属する月の翌月の末日まで保存すること。

- (2) 作成済情報票は、保存期限を過ぎたときは、統計責任者の立ち会いの下、確実に廃棄すること。

(統計事務責任者)

第13条 刑事部長は、統計資料の収集、分析利用、保管等の統計事務の総括責任者として次の事項を処理する。

- (1) 原票予備欄を活用する特別調査又は調査票の様式、調査の方法、調査票の送付及び報告の要領その他調査の実施に関して必要な事項を指示して行う特別調査を実施すること。
- (2) 警察庁からの送付資料、情報票及び前号の調査結果の分析に関すること。
- (3) 各所属における情報票の作成に関する指導を行うこと。
- (4) 統計資料が十分に活用されるよう各所属における分析利用の指導に当たること。
- (5) 統計資料を正確かつ迅速に収集するため、合理的な調整を行うこと。
- (6) 統計資料利用のための閲覧又は照会に応じること。
- (7) 警察庁からの送付資料の整理保管を行うこと。

2 前項第2号の分析結果のうち刑事警察及び生活安全警察の施策に利用するものは、その都度、各所属等に連絡するものとする。

3 情報票の調査項目及び特別調査票の調査項目を対象とした分析業務については、電子情報処理組織によつて行うものとする。

(分析資料の総括)

第14条 刑事部長は、統計資料を基礎として警察活動を分析した資料を統括して保存するものとする。

(犯罪件数決定の指示)

第15条 所属長は、情報票を作成するに当たつて、組織的犯罪、広域的犯罪その他件数が複雑かつ多数に上る犯罪のため、犯罪件数の決定に疑義がある場合は、刑事部長の指示を受ける（犯罪情報分析課長経由）ものとする。

(簿冊の管理)

第16条 所属長は、原票又は調査票の報告（移送及び送付を含む。）後に電子情報処理組織により自動作成される次の資料を出力し、種類ごとに簿冊で保存するものとする。

- (1) 原票管理簿
- (2) 刑法犯認知情報票作成送信簿
- (3) 刑法犯検挙情報票作成送信簿
- (4) 特別法犯検挙情報票作成送信簿
- (5) 押収物件情報票作成送信簿
- (6) 刑法犯被疑者情報票（20歳以上）作成送信簿
- (7) 刑法犯被疑者情報票（少年）作成送信簿
- (8) 特別法犯被疑者情報票作成送信簿
- (9) 薬物関係被疑者補助票作成送信簿
- (10) 他機関引継被疑者補助票作成送信簿
- (11) 移送元原票処理状況表（認知票）
- (12) 移送元原票処理状況表（検挙票）
- (13) 移送先原票処理状況表（認知票）

(14) 移送先原票処理状況表（検挙票）

2 作成送信簿等の保存期間は、刑事部長が定める。

3 第12条第2号の規定は、第1項の出力資料の廃棄について準用する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、昭和47年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

統計責任者を指定する所属

生 活 安 全 企 画 課	人 身 安 全 対 策 課	少 年 課
生 活 保 安 課	鉄 道 警 察 隊	捜 査 第 一 課
捜 査 第 二 課	捜 査 第 三 課	捜 査 第 四 課
捜 査 第 五 課	警 備 第 一 課	警 備 第 二 課
外 事 課	サ イ バ ー 企 画 課	サ イ バ ー 捜 査 課
サ イ バ ー 攻 撃 対 策 課		

年 月末日廃棄

審査対象情報票データ一覧表送付書

月 日		月 日		月 日		業務主管課	
統計係送付		主管課受理		統計係受理			
責任者	主務者	責任者	主務者	責任者	主務者	情報票計上月	月分

所 属	デ ー タ 種 別	件 数	デ ー タ 種 別	件 数
上 京				
東 山				
中 京				
下 京				
左 京				
伏 見				
山 科				
右 京				
南				
北				
西 京				
向 日 町				
宇 治				
城 陽				
八 幡				
田 辺				
木 津				
亀 岡				
南 丹				
綾 部				
福 知 山				
舞 鶴				
宮 津				
京 丹 後				
総 数				

注 情報票は、 月 日までに審査を終了し、犯罪情報分析課に返送すること。